

8 ヨーネ病発生地域における検査体制の課題と提案

上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所

○木村祐介 太田智恵子

管内では平成 10 年から平成 29 年 12 月までに 264 頭（肉牛 238 頭、乳牛 26 頭）のヨーネ病患畜を摘発。平成 23 年度業発において早期清浄化を目指すため検査間隔短縮を提案。平成 25 年度から 2 年ごとの検査を開始して、新規発生農家は減少傾向で検査間隔短縮は有効であった。しかし、家畜伝染病予防法（以下、法）5 条に基づく定期検査では、先ず血清でスクリーニングを行うため感染初期の牛を摘発できていない例も考えられる。平成 25 年度から遺伝子検査（以下、qPCR）が診断法となり、県の要領に基づく法 51 条検査にも用いられ、以降 68 頭（肉牛 67 頭、乳牛 1 頭）の患畜を摘発。法 51 条検査対象農家数は最大時で 25 戸あったが、現在は 7 戸までに減少、うち 3 戸は qPCR 実施前から継続検査中であり、初発時の同居牛検査の重要性が示された。qPCR 定性陽性牛から患畜への転帰は 4 例あり、自主淘汰を指導。発生農家では、踏込消毒槽の設置や親子分離飼育など意識向上も図られている。一方、監視期間の 2～3 年目は年 1 回の全頭検査を実施しているが、間隔が長くその間の動態を知るための中間検査が必要。また、現在の県要領では肉用牛の発生を前提としており、飼養形態が異なる乳牛発生の場合の検査は若齢での育成預託も多く広域の移動のための検査が課題。したがって、プール糞便や環境材料の qPCR の導入などにより感染や農場内の汚染状況を早期に把握し、適切な消毒や飼養管理指導を行い、生産者と共に管内の早期清浄化に取り組んでいく所存。